

8 複合型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		登録者数が登録定員を超える場合又は	促進者の員数が基準に満たない場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	サテライト体制未実施減算	特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制加算(1月につき)	末期の悪性腫瘍等による退院後の介護療養が可能な場合の減算(1月につき)	特別の指示により特別に退院後の介護療養が可能な場合の減算(1月につき)	
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1( 12,247 単位) 要介護2( 17,415 単位) 要介護3( 24,481 単位) 要介護4( 27,766 単位) 要介護5( 31,050 単位)													
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1( 11,214 単位) 要介護2( 15,691 単位) 要介護3( 22,057 単位) 要介護4( 26,017 単位) 要介護5( 28,298 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×97/100	+15/100	+10/100	+5/100	-335 単位 -925 単位 -925 単位 -1,858 単位 -2,314 単位 -2,314 単位 -925 単位 -925 単位 -335 単位 -1,858 単位 -2,314 単位 -925 単位	-335 単位 -925 単位 -925 単位 -1,858 単位 -2,314 単位 -2,314 単位 -925 単位 -925 単位 -335 単位 -1,858 単位 -2,314 単位 -925 単位	-335 単位 -925 単位 -925 単位 -1,858 単位 -2,314 単位 -2,314 単位 -925 単位 -925 単位 -335 単位 -1,858 単位 -2,314 単位 -925 単位
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		要介護1( 571 単位) 要介護2( 638 単位) 要介護3( 706 単位) 要介護4( 773 単位) 要介護5( 839 単位)													
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)	(1日につき)	30 単位を加算													
ニ 認知症加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算( )	(1月につき 920 単位を加算)													
	(2) 認知症加算( )	(1月につき 880 単位を加算)													
	(3) 認知症加算( )	(1月につき 740 単位を加算)													
	(4) 認知症加算( )	(1月につき 460 単位を加算)													
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(イを算定する場合のみ算定)	(1日につき)	200 単位を加算(7 日間を限度)													
ヘ 認知症対応利用者受入加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	80 単位を加算													
ト 栄養アセスメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	50 単位を加算													
チ 栄養改善加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき)	200 単位を加算(1月につき2回を限度)													
リ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算( )	(1回につき 20 単位を加算(6月1回を限度))													
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算( )	(1回につき 5 単位を加算(6月1回を限度))													
ヌ 口腔機能向上加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔機能向上加算( )	(1回につき 80 単位(1月2回を限度))													
	(2) 口腔機能向上加算( )	(1回につき 160 単位(1月2回を限度))													
ル 通所時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき)	50 単位を加算													
リ 緊急時対応加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	740 単位を加算													
フ 特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算( )	(1月につき 500 単位を加算)													
	(2) 特別管理加算( )	(1月につき 250 単位を加算)													
カ 専門管理加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	250 単位を加算													
ク ターミナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	250 単位を加算													
ク 遠隔地診療補助加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	150 単位を加算													
シ 看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算( )	(1月につき 2,500 単位を加算)													
	(2) 看護体制強化加算( )	(1月につき 2,500 単位を加算)													
ジ 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	500 単位を加算													
ク 総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算( )	(1月につき 2,000 単位を加算)													
	(2) 総合マネジメント体制強化加算( )	(1月につき 800 単位を加算)													
ク 総合マネジメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント加算( )	(1月につき 3 単位を加算)													
	(2) 総合マネジメント加算( )	(1月につき 13 単位を加算)													
チ 排せつ支援加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 排せつ支援加算( )	(1月につき 10 単位を加算)													
	(2) 排せつ支援加算( )	(1月につき 15 単位を加算)													
	(3) 排せつ支援加算( )	(1月につき 20 単位を加算)													
チ 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	40 単位を加算													
ム 生産性向上推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 生産性向上推進体制加算( )	(1月につき 100 単位を加算)													
	(2) 生産性向上推進体制加算( )	(1月につき 10 単位を加算)													
ウ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき 700 単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき 600 単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき 300 単位を加算)													
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき 200 単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき 100 単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき 20 単位を加算)													
エ 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(一)	介護職員処遇改善加算(一) (1月につき 1,100 単位を加算)													
	介護職員処遇改善加算(二)	介護職員処遇改善加算(二) (1月につき 1,100 単位を加算)													
	介護職員処遇改善加算(三)	介護職員処遇改善加算(三) (1月につき 1,100 単位を加算)													
	介護職員処遇改善加算(四)	介護職員処遇改善加算(四) (1月につき 1,100 単位を加算)													
	介護職員処遇改善加算(五)	介護職員処遇改善加算(五) (1月につき 1,100 単位を加算)													
	介護職員処遇改善加算(六)	介護職員処遇改善加算(六) (1月につき 1,100 単位を加算)													
	介護職員処遇改善加算(七)	介護職員処遇改善加算(七) (1月につき 1,100 単位を加算)													
	介護職員処遇改善加算(八)	介護職員処遇改善加算(八) (1月につき 1,100 単位を加算)													
	介護職員処遇改善加算(九)	介護職員処遇改善加算(九) (1月につき 1,100 単位を加算)													
	介護職員処遇改善加算(十)	介護職員処遇改善加算(十) (1月につき 1,100 単位を加算)													

注 死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

注 主治医の指示に基づき、情報連携機能を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合

注 乗車中は、イからロまでにより算定した単位数の2倍

特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、看護体制強化加算、訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

業務継続計画未策定減算については、緊急時の対応及び非常災害等のための指針整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

介護職員処遇改善加算については、令和7年1月1日より算定可能。